

○国立大学法人筑波大学における大学発ベンチャーの支援に関する細則

平成28年3月17日
法人細則第6号

国立大学法人筑波大学における大学発ベンチャーの支援に関する細則

(目的)

第1条 この法人細則は、国際産学連携本部規程（平成26年法人規程第46号）第21条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）における大学発ベンチャーの円滑かつ適正な支援を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人細則において、「大学発ベンチャー」とは、株式会社形態による企業であり、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学の教職員、学生等が本学の教育研究の成果として本学が所有する知的財産権をもとに起業したもの
- (2) 前号以外の本学で達成された研究成果又は習得した技術に基づいて起業したもの
- (3) 本学の教職員、学生等がベンチャー企業の実立者となる又はその設立に深く関与する等して起業したもの（ただし、教職員、学生等が退職、卒業等した場合には、当該ベンチャー企業設立まで他の職に就かなかつた場合又は退職及び卒業等から起業までの期間が1年以内の事例に限る。）
- (4) 本学、本学が関係するTLOまたは本学が関係するベンチャーキャピタルがベンチャー企業の実立に際して出資をしたもの

(支援内容)

第3条 本学は、次に掲げるもののうち、必要と認める支援を行うものとする。ただし、本学は支援内容に応じて一定の対価を要求できるものとする。

- (1) 筑波大学発ベンチャーであると称することを認めること。
 - (2) 国際産学連携本部が実施する産学連携推進プロジェクトのベンチャー支援のプロジェクトに採択され、本学教員との共同研究又は本学教員の技術指導を受けて行う研究開発を支援（研究スペースの支援）すること。
 - (3) 前号に掲げる産学連携推進プロジェクトに採択され行う研究開発のために法人の施設を使用する場合において、その採択期間中に限り、登記の住所を当該施設の住所とすることを認めること。
 - (4) 産学連携URA、技術移転マネージャー等が起業や起業後の経営等について教職員、学生等の相談業務にあたること。
 - (5) 本学等が実施するベンチャー支援関係講習会、起業家教育講座等の案内を行うこと。
 - (6) その他国際産学連携本部長が必要と認める支援にあたること。
- 2 前項第1号の筑波大学発ベンチャーであると称したことによって生じた損失及び損害、または、企業活動によって生じた損失及び損害について、本学は、いかなる法的責任も負わないものとする。

(支援の条件)

第4条 大学発ベンチャーの支援を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 第2条に規定する大学発ベンチャーの定義に該当していること。
- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。
- (3) 本学に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。
- (4) 本学の教職員が起業したものにあっては、国立大学法人筑波大学職員兼業規程(平成19年法人規程第21号)、その他関係規則等に定める所要の手續、承認等が適正になされていること。

(支援の申請)

第5条 第3条第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる支援を受けようとする者は、国際産学連携本部長に申請しなければならない。

- 2 第3条第1項第2号、第3号及び第6号に掲げる支援を行う場合は、本細則による手續のほか、本学における関係規則等において定める所要の手續によるものとする。

(支援の判定)

第6条 第3条第1項第1号に掲げる支援の可否の判定は、大学発ベンチャー支援担当者による一次評価及び国際産学連携本部長による最終評価により行う。

(支援の決定)

第7条 国際産学連携本部長は、第3条第1項第1号に掲げる申請があったときは、前条による判定を経て支援の可否を決定するものとする。

- 2 支援が決定した後は、本学と当該ベンチャー企業間で契約を交わし、支援内容や責任の範囲を明確にするものとする。

(支援決定の公表)

第8条 国際産学連携本部長は、前条に掲げる支援の可否を決定したときは、国際産学連携本部のWEBページ(筑波大学発ベンチャー・リスト)へ掲載するものとする。

(報告)

第9条 大学発ベンチャーの責任者等は、本学への届出事項に変更等があった場合には、国際産学連携本部長に報告するものとする。

- 2 前項のほか、大学発ベンチャーの責任者等は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかにその旨を国際産学連携本部長に報告しなければならない。
 - (1) 会社法(平成17年法律第86号)に定める解散
 - (2) 破産法(平成16年法律第75号)に定める破産宣告
 - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に定める再生手続き
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に定める更生手続き
 - (5) 不正競争防止法(平成5年法律第47号)に定める罰金刑の確定

(支援の決定の取消し)

第10条 国際産学連携本部長は、大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当する場合は支

援の決定を取消することができる。

- (1) 第2条に規定する大学発ベンチャーの定義から著しく逸脱した場合
- (2) 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (3) 企業活動の実態がなくなった場合
- (4) 大学発ベンチャーから支援の取消しの申出があった場合
- (5) その他大学発ベンチャーとして支援を継続することが適当でないと国際産学連携本部長が認めた場合

(事務)

第11条 大学発ベンチャーの支援に関する事務は、産学連携部産学連携企画課が行う。

(雑則)

第12条 この法人細則に定めるもののほか、大学発ベンチャーの支援に関し必要な事項は、国際産学連携本部長が別に定める。

附 則

- 1 この法人細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この法人細則施行の際、現に筑波大学発ベンチャー・リストに掲載されている者は、この法人細則の規定により支援を決定したものとみなす。ただし、第7条第2項の規定は、平成28年4月1日以降に支援を決定したものに適用する。